

(3) 所得者別青色申告者

階 級 区 分	営 業 等 所 得 者	農 業 所 得 者	そ の 他 所 得 者	計
	人	人	人	人
70万円以下	2,762	66	628	3,456
100 〃	5,809	186	1,296	7,291
150 〃	14,471	813	5,056	20,340
200 〃	17,332	1,258	7,206	25,796
250 〃	17,629	1,531	8,416	27,576
300 〃	15,988	1,687	8,782	26,457
400 〃	23,743	3,002	16,130	42,875
500 〃	13,659	2,200	13,708	29,567
600 〃	7,774	1,383	10,972	20,129
700 〃	4,347	763	8,905	14,015
800 〃	2,506	448	7,107	10,061
1,000 〃	2,799	405	10,368	13,572
1,200 〃	1,343	164	6,416	7,923
1,500 〃	1,387	85	5,910	7,382
2,000 〃	1,673	41	5,368	7,082
3,000 〃	1,524	16	4,404	5,944
5,000 〃	1,173	9	2,799	3,981
5,000万 円 超	634	1	1,393	2,028
合 計	※ 136,553	※ 14,058	※ 124,864	※ 275,475

調査対象等：平成14年分の申告所得税の納税者のうち、青色申告者について平成15年3月31日現在の合計所得により階級区分して、それぞれの分布状況を示した。

用語の説明：青色申告とは、納税義務者が一定の帳簿に正確な記帳をして、これに基づいて正確な申告と完全な納税をすることを目的として設けられている制度である。このため、一般の申告と区分するため青色の用紙で申告することになっているので、青色申告といわれている。青色申告が認められているのは事業所得、不動産所得及び山林所得であり、青色申告をした者には税務計算上種々の特典がある。

(4) 所得者別青色申告者の累年比較

年 分	営 業 等 所 得 者			農 業 所 得 者			そ の 他 所 得 者			計		
	人 員	左のうち 青色申 告者	青色申 告者の 割合	人 員	左のうち 青色申 告者	青色申 告者の 割合	人 員	左のうち 青色申 告者	青色申 告者の 割合	人 員	左のうち 青色申 告者	青色申 告者の 割合
平成10年分	人	人	%	人	人	%	人	人	%	人	人	%
	219,296	120,770	55.1	22,960	10,973	47.8	604,933	106,050	17.5	847,189	237,793	28.1
11	293,137	154,101	52.6	27,901	12,597	45.1	703,005	115,852	16.5	1,024,043	282,550	27.6
12	288,847	153,715	53.2	23,202	11,350	48.9	698,031	120,408	17.2	1,010,080	285,473	28.3
13	271,177	145,654	53.7	21,976	11,679	53.1	695,298	123,636	17.8	988,451	280,969	28.4
14	254,879	136,553	53.6	27,111	14,058	51.9	684,528	124,864	18.2	966,518	275,475	28.5

(注) 「2-1 課税状況 (1)本年分の課税状況」の人員により青色申告者の割合を算出した。